

新聞への軽減税率適用を求める意見書

政府においては、景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、確実に国民の所得が順調に増えるという保障はない。

平成 26 年 4 月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える基盤ともいえる新聞の購読を中止する家庭が増えることも予測される。

また、国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものとなることが懸念される。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安定を招く恐れもある。さらには、新聞購読の減少により新聞販売店の経営も悪化し、全国 36 万人を超える販売店スタッフの雇用の場が失われることにも繋がる。

政府では「消費税アップに例外はつくりたくない」と考えているようだが、多くの国では品目別の複数税率が導入されており、民主主義という観点で他の先進国では、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用しているところである。

よって、「複数税率の導入」と「新聞への軽減税率適用」を実現について、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

衆議院議長 伊吹 文明 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿